

平成29年度機構集積協力金交付基準

平成29年5月31日付け農経第426号農政部長通知

1 市町村への交付額

(1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）に貸付けた農地のうち新規集積農地面積（注1）に5万円/10aを乗じた額（以下「市町村交付基準額」という。）の範囲内で、2により地域ごとに算出する交付額の合計を原則とする。

（注1）新規集積農地面積とは、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別表1の定義による。

(2) 国からの配分額が市町村交付基準額を下回る場合、その充足率に応じた額とする。

2 市町村から地域等への交付

市町村は、農地中間管理事業に取り組む地域ごとに、交付単価の上限額（注2）以内で、かつ新規集積農地面積に5万円/10aを乗じた額（以下「地域交付基準額」という。）の範囲内を原則とし、「地域交付優先タイプ」または「個人交付優先タイプ」のいずれかの交付タイプを選択して交付する。

（注2）

機構集積協力金の種類	交付単価の上限額	
地域集積協力金	機構への貸付面積の割合に応じて以下の額とする。	
	機構への貸付割合	上限額
	2割超 5割以下	1.5万円/10a
	5割超 8割以下	2.1万円/10a
	8割超	2.7万円/10a
経営転換協力金	5万円/10a ただし、交付額は以下の額とする。	
	新規集積面積	上限額
	0.5ha以下	25万円/戸
	0.5ha超 2ha以下	50万円/戸
	2ha超	70万円/戸
耕作者集積協力金	1万円/10a	

(1) 地域交付優先タイプ

①地域集積協力金

・ 交付対象地域において、機構への貸付面積に以下の交付単価を乗じた額の範囲内で交付する。

ただし、前年度以前に地域集積協力金の交付を受けた地域の場合、貸付面積は従前から増加した貸付面積を用いる。

$$\text{交付単価 (10aあたり)} = 5 \text{万円} \times \text{新規集積率}$$

$$(\text{新規集積農地面積} / \text{機構への貸付面積})$$

※ただし、交付単価は上限額以内とする。

②経営転換協力金・耕作者集積協力金

- ・地域交付基準額から、①の交付額を控除した残額内において、優先する一方の協力金を選択・交付し、その残額において、残りの協力金を交付する。なお、交付は、交付対象者ごとに新規集積農地面積に以下の交付単価を乗じた額の範囲内とする。

<経営転換協力金>

$$\text{交付単価 (10aあたり)} = \frac{\text{地域交付基準額の残額}}{\text{地域内交付対象者の新規集積農地面積}}$$

※ただし、交付単価、交付額は上限額以内とする。

<耕作者集積協力金>

$$\text{交付単価 (10aあたり)} = \frac{\text{地域交付基準額の残額}}{\text{地域内交付対象者の新規集積農地面積}}$$

※ただし、交付単価は上限額以内とする。

(2) 個人交付優先タイプ

①経営転換協力金・耕作者集積協力金

- ・新規集積農地面積に以下の交付単価を乗じた額の範囲内で交付する。

<経営転換協力金>

$$\text{交付単価 (10aあたり)} = 5 \text{ 万円}$$

※ただし、交付額は上限額以内とする。

<耕作者集積協力金>

$$\text{交付単価 (10aあたり)} = 1 \text{ 万円}$$

②地域集積協力金

- ・地域交付基準額から、①の交付額を控除した残額内において、交付対象地域の機構への貸付面積に以下の交付単価を乗じた額の範囲内で交付する。ただし、前年度以前に地域集積協力金の交付を受けた地域の場合、貸付面積は従前から増加した貸付面積を用いる。

$$\text{交付単価 (10aあたり)} = \frac{\text{地域交付基準額の残額}}{\text{機構への貸付面積}}$$

※ただし、交付単価は上限額以内とする。

3 市町村への再配分

国から県への交付額から、2による交付額を控除した額に余剰がある場合は、以下により市町村に再配分を行う。ただし、同一順位内の配分は新規集積農地面積に応じた額とし、交付単価の上限額までとする。

【優先順位】

- ① 市町村交付基準額に余剰がある市町村内の地域
- ② 地域交付優先タイプにより交付を行う担い手育成重点推進地域（農地集積推進タイプ）
- ③ ②以外の担い手育成重点推進地域（農地集積推進タイプ）
- ④ 中山間地域（注3）
- ⑤ 地域交付優先タイプにより交付を行う地域
- ⑥ 個人交付優先タイプにより交付を行う地域

（注3）中山間地域とは、農林水産省が農林統計に用いる地域区分において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域。

4 市町村による単価調整

交付単価等の変更が必要な場合は、県の承認を得た上で調整できるものとする。

5 その他

- (1) 面積はa単位とし、1a未満は切り捨てることとする。
- (2) 地域集積協力金の使途は、地域の話合いを通じて決定されることとする。
- (3) 市町村の事業要望額と実績額にかい離がある場合は、次年度以降の交付時の検討事項とする。
- (4) 本基準は、国の要綱や交付単価の見直し等により変更する場合がある。なお、その際は、東海農政局と協議を行うものとする。